

○二本松市違反開発行為等事務処理要綱

平成 27 年 3 月 25 日告示第 53 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 巡回等（第 3 条）
- 第 3 章 違反行為等に対する措置等（第 4 条－第 8 条）
- 第 4 章 監督処分（第 9 条－第 11 条）
- 第 5 章 監督処分後の処置（第 12 条－第 16 条）
- 第 6 章 雑則（第 17 条－第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 章第 1 節に係る開発行為等の規制に違反する開発行為及び建築物の建築等（以下「違反行為等」という。）の是正等に関する事務手続を定め、事務の迅速かつ適切な処理を行うことにより違反行為等の防止を図ることを目的とする。

（職員の責務）

第 2 条 違反行為等の是正等に関する事務手続を行う職員（以下「職員」という。）は、厳正な態度で臨み、公正な処理を行うよう努めなければならない。

- 2 職員は、この要綱に定める事務を適切に行うため、市民部生活環境課、産業部農政課、農業委員会事務局、建設部土木課、建設部都市計画課、建設部建築住宅課等の市の機関及び福島県県北建設事務所等の他の機関との連携を図らなければならない。

第 2 章 巡回等

（パトロールの実施）

第 3 条 市長は、違反行為等の発見に努めるため、職員を定期的又は必要に応じて市内を巡回させるものとする。

- 2 職員は、住人から通報等を受けたときは、通報等受信簿（第 1 号様式）を作成し、前項の巡回を行うものとする。
- 3 市長は、許可したもの又は違反行為等のものの施工状況又は是正状況を、職員に定期的又は必要に応じて確認させるものとする。
- 4 職員は、違反の疑いのある行為等を発見したときは、当該行為に関する外観、周囲の状況等必要な事項を目視又は写真撮影により確認するものとする。
- 5 巡回した職員は、巡回パトロール報告書（第 2 号様式）を作成するものとする。

第 3 章 違反行為等に対する措置等

（現地調査）

第4条 市長は、違反の疑いのある行為等に関し、職員に現地で必要な調査（以下「現地調査」という。）を行わせるものとする。この場合、法以外の法令等に違反すると思われるときは、当該法令を所管する課の職員を同行させるものとする。

2 前項の現地調査を行う場合は、開発事業者、工事施工者、土地、建築物、工作物等の所有者、使用者その他権利を有する者（以下「関係者」という。）に対し、任意の調査である旨を説明し、調査の承諾、立会の協力等を求めるものとする。

3 現地調査が必要であるにもかかわらず前項の承諾等を得ることができない場合は、法第82条第1号の規定に基づく立入検査を行うものとする。

4 前項の立入検査を行う職員は、二本松市都市計画法施行細則（平成27年二本松市規則第 号）第27条に規定する身分証明書を携帯し、関係者からの要求に応じて、これを提示しなければならない。

5 現地調査は、現地調査票（第3号様式）に記載された事項に基づいて行うものとする。

6 現地調査を行った職員は、違反行為等調査報告書（第4号様式）を作成するものとする。

7 第1項による現地調査又は第3項による立入検査で、違反行為等が確認された場合は、違反台帳（第5号様式）に記載しなければならない。

（事情聴取）

第5条 市長は、前条による現地調査又は立入検査で確認された違反行為等については是正指導のため、関係者から事情聴取を職員に行わせるものとする。

2 前項の事情聴取を行う場合は、事情聴取実施通知書（第6号様式）により関係者を呼び出すものとする。また、これに応じない場合は、再度、事情聴取実施通知書（第6号の2様式）により関係者を呼び出すものとする。また、再度の呼び出しに応じない場合は、再々度、事情聴取実施通知書（第6号の3様式）により関係者を呼び出すものとする。

3 前項による呼び出しに際して、違反行為等に関係する土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、賃貸借契約書及び重要事項説明書等の土地関係書類並びに工事概要図面等を持参させるものとする。

4 事情聴取は、事情聴取票（第7号様式）に記載されている事項に基づき行うものとする。

5 関係者が再三の呼び出しにもかかわらず応じないときは、都市計画法に係る質問通知書（第8号様式）及び質問書（第9号様式）により照会する。

（違反对応処理方針）

第6条 市長は、第4条の現地調査及び前条の事情聴取等の結果を踏まえ、違反行為等の事実の様態に応じ、次に掲げる基本方策に基づき具体的な対応処理方針を検討するものとする。

(1) 許可申請又は届出の指導

未許可又は未届出の違反ではあるが、開発行為等の内容が法令等に定める基準に適合するもので、許可申請又は届出を行うことにより是正できると判断するもの。

(2) 改修、移転、除却その他必要な措置の命令

そのままでは違法状態が解消できないと判断するもの。

2 違反行為が、法のほか次に掲げる他の法令等に違反すると思われるときは、当該法令等を所管する部課等と協議するものとする。

(1) 市長が直接指導し、又は当該各号に掲げる機関等と協議及び指導するもの

ア 福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号） 建設部都市計画課

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号） 福島県県北建設事務所建築住宅部建築住宅課

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）  
福島県県北建設事務所建築住宅部建築住宅課

エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号） 福島県企画調整部土地・水調整課

(2) 当該法令等を所管する部課等と協議を要するもの

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 産業部農政課

イ 農地法（昭和27年法律第229号） 農業委員会事務局

ウ 森林法（昭和26年法律第249号） 産業部農林課

エ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） 建設部建築住宅課

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号） 建設部建築住宅課

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 建設部建築住宅課

キ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号） 教育委員会文化課

(3) 違反事実の確認等の連絡を行うもの

ア 自然公園法（昭和32年法律第61号）及び福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号） 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課

イ 二本松市給水施設等条例（平成24年二本松市条例第33号） 上下水道部水道課

ウ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 市民部生活環境課

エ 福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号） 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 市民部生活環境課

カ 駐車場法（昭和32年法律第106号） 建設部都市計画課  
（是正指導及び是正計画）

第7条 市長は、前条の対応処理方針に基づき、是正指導通知書（第10号様式）により違反行為者に対して違反状態を是正するように指導を行うものとする。

2 市長は、違反行為者から前項の指導により自主的な是正の意志が示された場合には、是正措置の履行確保のための是正計画書（第11号様式）の提出を求めるものとする。

3 前項の是正計画書は、必ず履行期限を年月日の表示で明らかにさせるものとする。

4 市長は、是正計画書の提出があった場合、是正措置の完了を確認するまでの間は、違反行為者から必要に応じて中間報告を求めるとともに、職員に現地調査を行わせ是正措置の進捗状況を確認するものとする。

（是正勧告等）

第8条 市長は、違反行為者が自主的な是正の意志を示さない場合、前条の是正計画書を提出しない場合又は是正計画書に基づく自主的な処理を行わない場合であって、是正措置を行う必要があると判断したときは、是正措置勧告書（第12号様式）により、是正措置のための勧告を行うものとする。

2 前項による是正措置勧告書の交付方法は、原則として配達証明付き郵便によることとする。

3 市長は、違反行為者が法に基づく許可を受けた者であり、是正措置を行う必要があると判断したときは法第80条第1号の規定に基づく報告及び資料の提出並びに勧告及び助言を行うものとする。

#### 第4章 監督処分

（監督処分の検討）

第9条 市長は、違反行為者が是正勧告に従わない場合には、法第81条第1項の規定に基づく許可の取消し等の処分又は命令（以下「監督処分」という。）の実施について検討するものとする。

（聴聞等）

第10条 市長は、前条の検討結果により監督処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び二本松市行政手続条例（平成17年二本松市条例第16号）の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならない。

（監督処分）

第11条 市長は、前条の聴聞等を実施した後に、違反の内容、違反の程度等に応じて、監督処分を行わなければならない。

2 監督処分は、第13号様式により行うものとする。

#### 第5章 監督処分後の処置

（監督処分に係る公示）

第12条 市長は、監督処分にあたり、当該監督処分に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に第14号様式の標識を設置するとともに、その旨を公示しなければならない。

(水道事業者等に対する協力の依頼)

第13条 市長は、第11条の監督処分を受けた土地又は建物若しくは工作物に係る水道、電気又はガス（以下「水道等」という。）の供給の申込みの承諾に関して当該水道事業者、電気事業者又はガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して承諾の保留の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、水道等供給申込承諾保留依頼書（第15号様式）により行うものとする。

(処分の解除)

第14条 市長は、監督処分をした場合において、当該処分を解除する必要があるときは、速やかに、被処分者に対して第16号様式及び前条の水道等の供給の申込みの承諾の保留の要請を行っている場合は、水道事業者等に対して水道等供給申込承諾保留依頼解除通知書（第17号様式）を送付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、第12条の規定により設置した標識を除去するものとする。

(告発)

第15条 市長は、監督処分に従わない者で著しく悪質なものについては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、二本松警察署長に対して告発状（第18号様式）により告発できるものとする。

2 市長は、告発しようとする場合は、事前に福島県土木部都市計画課と協議するものとする。

(行政代執行)

第16条 市長は、監督処分として行った命令に従わない案件については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、行政代執行を行うことができる。

2 行政代執行法第3条第1項の文書は、戒告書（第19号様式）とする。

3 行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書（第20号様式）とする。

4 行政代執行法第5条の文書は、代執行費用納付命令書（第21号様式）とする。

5 市長は、第1項の代執行を行おうとするときは、事前に、福島県土木部都市計画課と協議する。また、二本松警察署長に対して要請書（第22号様式）により、警察官の派遣を要請するものとする。

## 第6章 雑則

(緊急措置)

第17条 市長は、違反行為等に関する処理について、特殊又は緊急を要する案件につい

ては、第3章から第5章までに定める手続の一部を省略することができる。

(違反行為者等不明の場合)

第18条 市長は、違反行為等に関して違反状態を是正するための措置を命ずべき者を確知することができない場合は、法第81条第2項の規定に基づく手続を行うものとする。

(是正措置の完結)

第19条 市長は、違反行為等の是正措置について、原状回復その他の是正措置の終了をもって是正措置の完結とする。

2 市長は、是正措置の完結までの経過を違反台帳に記載しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

通報等受信簿

受信年月日	
受信者	
通報者の住所・氏名	連絡先電話番号
通報の場所	
行為者の住所・氏名	
施行者の住所・氏名	
事案の内容	
対応方針	
対応の結果	

第2号様式（第3条関係）

巡回パトロール報告書

巡回日			
巡回者			
巡回実施区域			
許可事案の確認	要確認件数 件	適正に進行中 件	(不適正と判断される事案の概要)
	内確認件数 件	不適正 件	
	(不適正と判断される事案に対する対応方針)		
指導事案の確認	要確認件数 件	適正に進行中 件	(不適正と判断される事案の概要)
	内確認件数 件	不適正 件	
	(不適正と判断される事案に対する対応方針)		
新規事案の発見	区域の別		建築物等の態様 造 階建 棟
	違反の概要（第 条第 項違反）		
	(違反事案に対する対応方針)		

第3号様式（第4条関係）

現地調査票

（調査員 \_\_\_\_\_）

実施日時		
違反の場所		
違反行為者の住所・氏名		
調査項目	調査結果	資料等
所在地		都市計画図、登記事項証明書、公図等
開発区域の規模		設計図、計画図、現地測量図、図上で測量 m <sup>2</sup>
建築物の規模	建築面積 床面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 設計図、平面図等、実測
建築物の構造	造 階建	
目的（用途）		現地の事業主、工事施工者、看板、チラシ等
着工時期		契約書、聞き取り
工事進捗度	%	目視
周辺の状況		住宅・工場等の立地状況
技術基準上の問題	公共施設の設置状況	道路（接道、区域内）、排水、給水、消防
	安全・防災措置	地盤、崖崩れ、擁壁、危険地域の有無
	環境保全	表土保全、緩衝帯等
写真撮影	日付入りとすること。建築物の用途、構造等が判明できるように工夫すること。	

第4号様式（第4条関係）

（1面）

違反行為等調査報告書

年 月 日

調査員 印

発見日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
発見方法	パトロール・通報・投書・陳情・その他 ( )		
違反場所			
開発行為の目的 及び規模	( m <sup>2</sup> )		
都市計画区域	内・外	用途地域	
他法令指定区域			
違反条項			
違反概要	造成		
	建築物	造地上 地上階建	建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
許可の <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	都市計画法第 条 年 月 日 第 号 許可を受けた者 予定建築物		
所有者の住所・ 氏名	土地 建物		
違反行為者の住 所・氏名			
工事施工者の住 所・氏名			

(2面)

処理方針		
都市計画課の指導状況		
項目	年月日	内容
他機関の指導状況		
項目	年月日	内容

( 3 面 )

位置図 (50,000 分の 1)

区域図 (2,500 分の 1)

(4面)

撮影年月日		撮影者	

第5号様式（第4条関係）

違反台帳

番号	内容		処理年月日		
	違反行為者の住所氏名		違反確認		
			現地調査		
	違反の場所		聴聞		
	違反内容		是正計画		
			監督処分		
処理内容		是正完了			
	違反行為者の住所氏名		違反確認		
			現地調査		
	違反の場所		聴聞		
	違反内容		是正計画		
			監督処分		
処理内容		是正完了			
	違反行為者の住所氏名		違反確認		
			現地調査		
	違反の場所		聴聞		
	違反内容		是正計画		
			監督処分		
処理内容		是正完了			
	違反行為者の住所氏名		違反確認		
			現地調査		
	違反の場所		聴聞		
	違反内容		是正計画		
			監督処分		
処理内容		是正完了			

第6号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

事情聴取実施通知書

あなたが所有している二本松市 の土地に所在する建築物について、  
都市計画法の関係でお尋ねしたい事項がございますので、次のとおりご来庁ください。

その際、建築主が別の場合は、その方も伴い来庁してください。

なお、指定の日時に来庁できない場合は、来庁できる日時を調整いたしますのでご連絡  
ください。

- 1 日 時 年 月 日 ( ) 時 分
- 2 場 所 二本松市役所都市計画課  
福島県二本松市金色403番地1
- 3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的  
(2) 土地の所在、面積、地目  
(3) 建築面積、延べ面積、構造  
(4) 工事内容  
(5) 建築主、工事施工者の住所  
(6) その他必要事項
- 4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事  
項説明書など）、工事概要図面等

第6号の2様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

事情聴取実施通知書（再）

あなたが所有している二本松市 〇〇〇〇の土地に所在する建築物について、  
年 月 日付けで事情聴取実施通知書を送付しましたが来庁されていません。  
都市計画法の関係でお尋ねしたい事項がございますので、次のとおりご来庁ください。  
その際、建築主が別の場合は、その方も伴い来庁してください。  
なお、指定の日時に来庁できない場合は、来庁できる日時を調整いたしますのでご連絡  
ください。

- 1 日 時 年 月 日 ( ) 時 分
- 2 場 所 二本松市役所都市計画課  
福島県二本松市金色403番地1
- 3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的  
(2) 土地の所在、面積、地目  
(3) 建築面積、延べ面積、構造  
(4) 工事内容  
(5) 建築主、工事施工者の住所  
(6) その他必要事項
- 4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

第6号の3様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

事情聴取実施通知書（再々）

あなたが所有している二本松市 年の土地に所在する建築物について、  
年 月 日及び 年 月 日付けで事情聴取実施通知書を送付し  
ましたが来庁されていませんので、必ず来庁願います。

なお、ご連絡なくご来庁されない場合は、都市計画法に基づく「是正勧告」などの厳し  
い処置を執ることがありますので、念のため申し添えます。

- 1 日 時 年 月 日 ( ) 時 分
- 2 場 所 二本松市役所都市計画課  
福島県二本松市金色403番地1
- 3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的  
(2) 土地の所在、面積、地目  
(3) 建築面積、延べ面積、構造  
(4) 工事内容  
(5) 建築主、工事施工者の住所  
(6) その他必要事項
- 4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事  
項説明書など）、工事概要図面等

第7号様式（第5条関係）

（1面）

事情聴取票

日時		調査員
出頭者の住所氏名		
聴取項目	出頭者の発言内容	根拠資料
1 所在地		公図、登記事項証明書
2 土地所有者の住所氏名		登記事項証明書、売買契約書、領収書等
3 建物所有者の住所氏名		
4 登記名義人（所有者と異なる理由）		登記事項証明書、売買契約書等
5 開発行為者の住所氏名		工事請負契約書、登記原因証書、登記申請書添付書類等
6 建築行為者の住所氏名		
7 造成工事施工者の住所氏名		
8 建築工事施工者の住所氏名		
9 開発目的		設計図、計画図、現地測量図
10 建築物の用途		

(2面)

聴取項目	出頭者の発言内容	根拠資料
1 1 建築物の 使用者の住所 氏名		契約書等
1 2 所有者と 使用者が異なる理由		
1 3 設計者の 住所氏名		契約書等
1 4 手続き関係	都市計画法 建築基準法 農地法 その他	許可申請書、許可書等
1 5 手続き代理人の住所氏名		
1 6 土地建物 売買・賃貸借 仲介者の住所 氏名		
1 7 元土地所有者住所氏名		
1 8 工事期間		契約書等
1 9 経緯		

(3面)

聴取項目	出頭者の発言内容
20 違反行為 を行った理由	
21 法による 制限の知識	
22 是正意志	
23 是正計画	
24 その他	

以上の内容に相違ありません。

年 月 日

住所  
氏名

印

第8号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

都市計画法に係る質問通知書

あなたが所有している二本松市 年の土地に所在する建築物について、  
年 月 日、 年 月 日及び 年 月 日付けで事  
情聴取実施通知書を送付しましたが来庁されませんでしたので、別紙質問書に記載のうえ、  
次のとおり質問書を持参してください。

なお、やむを得ず来庁できない場合は、質問書に記名押印又は署名のうえ返送してくだ  
さい。

- 1 持参（返送）期日 年 月 日（ ） 時 分
- 2 持参（返送）場所 二本松市役所都市計画課  
福島県二本松市金色403番地1
- 3 持参品 本状、質問書、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売  
買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

第9号様式（第6条関係）

（1面）

質問書

質問事項	回答欄
1 所在地	
2 土地の所有者は誰ですか	住所 氏名
3 建物の所有者は誰ですか	住所 氏名
4 登記名義人は誰ですか （所有者と異なる場合、その理由を教えてください）	住所 氏名 理由
5 土地の造成主（工事発注者）は誰ですか	住所 氏名
6 建築主（工事発注者）は誰ですか	住所 氏名
7 造成工事施工者（工事請負者）は誰ですか	住所 氏名
8 建築工事施工者（工事請負者）は誰ですか	住所 氏名
9 造成工事（開発）の目的を教えてください	
10 建築物の用途、使用方法を教えてください。	
11 建築物の使用人は誰ですか	住所 氏名
12 土地又は建物の所有者と使用者が異なる場合、その理由を教えてください	
13 建築物の設計者は誰ですか	住所 氏名

(2面)

質問事項	回答欄
<p>1 4 手続き関係について教えてください。</p>	<p>都市計画法の許可は（得ている・得ていない）                      ※許可を得ている場合                      （許可日        年    月    日 許可番号    号）</p> <p>建築確認申請は（している・していない）                      ※申請をしている場合                      （申請日                    年    月    日）                      （建築確認日            年    月    日）</p> <p>農地法の許可は（得ている・得ていない）                      ※許可を得ている場合                      （許可日        年    月    日 許可番号    号）</p> <p>その他の手続き名                      （許可日        年    月    日 許可番号等    号）</p>
<p>1 5 手続き代理人は誰ですか</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>1 6 土地建物売買・賃貸借仲介者は誰ですか</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>1 7 元の土地所有者は誰ですか</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>1 8 工事期間を教えてください</p>	
<p>1 9 経緯を教えてください</p>	

(3面)

質問事項	回答欄
20 違反行為を行った理由を教えてください	
21 法に基づく規制があったことを知っていましたか	
22 是正の意志はありますか	
23 是正の方法、時期等を教えてください	
24 その他（特に表明したことがあれば記入してください）	

以上の内容に相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

印

第10号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

是正指導通知書

下記の行為は、都市計画法第 条第 項の規定に違反していますので、直ちに下記のとおり措置してください。

なお、これに従わないときは、都市計画法第81条第1項の規定により監督処分をする場合がありますので申し添えます。

記

- 1 違反の場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 是正指導の内容及び時期等

第11号様式（第7条関係）

年 月 日

二本松市長

住所

氏名

印

是正計画書

私は、 年 月 日付けで指導のあった、都市計画法第 条第 項の規定に違反している行為については、下記のとおり是正します。

また、是正が完了した場合には、直ちに報告します。

記

- 1 違反の場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 是正方法
- 5 是正内容
- 6 是正工程
- 7 是正完了期限 年 月 日までに是正します。

第12号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

### 是正措置勧告書

あなたが、二本松市 の土地で行った開発行為は、都市計画法第 条  
第 項の規定に違反しているので、都市計画法第80条第1項の規定により、直ちに下  
記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、都市計画法第81条第1項の規定により監督処分  
をする場合がありますので申し添えます。

#### 記

- 1 違反の場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 勧告する措置
- 5 勧告した措置の完了期限 年 月 日までに完了すること。

第13号様式（第11条関係）

二本松市指令 第 号

(令達先) 住所  
氏名

あなたが、二本松市 で行った（約 平方メートルの開発行為をしたことは・延べ面積約 平方メートルの を建築・ したことは）は、都市計画法第 条第 項の規定に違反しているので、都市計画法第81条第1項の規定に基づき、（下記の措置をとることを命ずる・ 年 月 日付け 第 号の許可を取り消す）。

年 月 日

二本松市長 印

記

1 命ずる措置

(1 取り消す許可の内容)

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m <sup>2</sup>
------	----------------

(2) 予定建築物等の用途及び面積

	m <sup>2</sup>
--	----------------

2 事由

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として(訴訟において二本松市を代表する者は、二本

松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第14号様式（第12条関係）

←	80 cm程度	→	
都市計画法による命令の公示			↑
1	（土地又は建物等の）所在地		
2	命令を受けたものの氏名		
3	違反行為の内容		5
この（土地又は建物等）は都市計画法に違反しているので 年 月 日付で都市計画法第81条第1項に規定に基づき を命じたので、同条第3項の規定により公示する。			0
（注意）			cm
1	この標識を毀棄した者は、刑法第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられます。		程
2	この命令に違反した者は、罰せられることがあります。		度
3	年 月 日に（水道事業管理者名・電気事業者名・ガス事業者名）に対して（水道・電気・ガス）供給の申し込みの承諾を保留するよう要請しています。		
※この標識は道路占用許可を得て設置しています。			
年 月 日			
二本松市長			
			↓

第15号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

水道等供給申込承諾保留依頼書

下記により行われている行為は、都市計画法第 条第 項の規定に違反しており、下記のとおり処分いたしましたので、当該土地・建物への（水道・電気・ガス）の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまでの間、承諾を保留するようお願いします。

なお、この件について受付窓口等でトラブルが生じた場合には、本職で対応いたしますので、申込者に対しては本職に問い合わせるようお願い下さい。

記

- 1 違反の場所（位置図添付）
- 2 違反者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

第16号様式（第14条関係）

二本松市指令 第 号

（令達先） 住所  
氏名

都市計画法第81条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号  
で、二本松市 の開発行為の を  
命じていたものであるが、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

年 月 日

二本松市長 印

第17号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

水道等供給申込承諾保留依頼解除通知書

このことについて、 年 月 日付け 第 号により、下記の者に対する（水道・電気・ガス）の供給の停止を依頼していたところですが、違反が是正されましたので、これを解除してください。

記

- 1 違反の場所（位置図添付）
- 2 違反者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

第18号様式(第15条関係)

告 発 状

告 発 人 住 所 ・ 官 職 ・ 氏 名  
被 告 発 人 住 所 ・ 氏 名

右被告発人に対し都市計画法第 条第 項違反容疑により左記のとおり告発いたします。

記

一、違反事実(具体的に)

二、適用法

三、参考事項

(一) 告発に至るまでの経過及び措置

(二) 情状等(必要な場合)

(三) 添付書類(現地写真、命令書写し、図面等)

年 月 日

右告発人

官職・氏名

二本松警察署長 様

第19号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長 印

### 戒告書

あなたが行った（行っている）下記の建築物の建築行為（用途変更行為・開発行為）は、都市計画法第 条第 項に違反していることから、 年 月 日付け 第 号により、是正（除去等）するよう命じましたが、いまだ履行されていません。

したがって、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、当該義務の代執行を実施し、これに要する費用は、あなたから徴収します。

なお、代執行により現場に所在する物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

### 記

- 1 建築物等の場所
- 2 建築物等            用途            構造            規模            m<sup>2</sup>

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第20号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長 印

代執行令書

あなたが行った（行っている）下記の建築物の建築行為（用途変更行為・開発行為）は、都市計画法第 条第 項に違反していることから、 年 月 日付け 第 号により、是正（除去等）するよう命じましたが、いまだ履行されていません。

したがって、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり代執行を実施することを通知します。

なお、代執行に要する費用は、あなたから徴収します。

また、代執行により現場に所在する物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

記

1 代執行の対象物件

(1) 建築物等の場所

(2) 建築物等 用途 構造 規模 m<sup>2</sup>

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日（予定）まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

（教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算し

て6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第21号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用を決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、下記のとおり納入するよう命令します。

なお、指定した期日までに納入しないときは、国税滞納処分の例により徴収することができますので、念のため申し添えます。

記

- 1 納付期日 年 月 日まで
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法
- 4 代執行日 年 月 日施行

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 2 2 号様式（第 1 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

二本松市長

印

要 請 書

日頃から、二本松市政に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり、都市計画法第 条第 項の違反者に対し都市計画法第 8 1 条第 1 項に基づく工事施行停止（除去等）を命令するに当たり、妨害行為等が予想されますので、警察官の派遣を下記のとおりお願いいたします。

記

- 1 場所
- 2 建築主
- 3 要請事項 警察官の派遣（2名程度）
- 4 内容 工事施行停止（除去等）を命令するに当たり、妨害行為等事件発生を未然に防ぐための現場立会い及び警備
- 5 派遣要請日 日時・時間を特定することができません。
- 6 派遣要請日を特定できない理由

二本松市 の土地について、現在、別紙の「写真」のように基礎部分の工事が終了しており、今後、柱・屋根等を施工する工事に着手した時点で、都市計画法第 条に抵触することとなり、この工事着手日が未定であるため。